

支払事由

給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん要精検後精密検査保障特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
要精検後精密検査給付金	<p>つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①つぎの(a)から(e)のいずれかの「がん」について、所定の「がん」の検診(*1)を受診し、医師により要精密検査(「要確定精検」を含む)の判定を受けたこと</p> <p>(a) 胃がん (b) 子宮頸がん(女性のみ) (c) 肺がん (d) 乳がん(女性のみ) (e) 大腸がん</p> <p>②所定の「がん」の検診を受けた翌日から180日以内に、①の判定に基づき、治療を目的として、入院または通院により公的医療保険制度において保険給付の対象となる精密検査を受けたこと</p> <p>※入院または通院において、精密検査以外の診療行為を受けなかった場合でも、治療を目的とした精密検査を受けたものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • (a)から(e)の検診ごとに1保険年度に1回 • 更新後の保険期間を含め、通算20回

(*1) 所定の「がん」の検診とは、受診日において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目(*)または当該検診項目よりも詳細な検査が可能であり、当該検診項目に準じるとアフラックが認めた項目を受診する検診をいいます(公的医療保険制度における保険給付の対象とならない検診に限ります)。なお、受診方法(市区町村で実施するがん検診、職域で実施する検診・健康診断、人間ドックなど)や自己負担の有無は問いません。
※検診項目については、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約 がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕(*2)		
給付金名称	支払事由	支払限度
(*)3 診断給付金	「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じて1回
治療給付金	<p>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から⑤のいずれかに該当したとき</p> <p>①入院をしたとき ②所定の手術を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき ④所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ⑤所定の緩和療養を受けたとき</p>	<p>支払事由に該当する月につき1回<通算支払限度></p> <p>①②③の場合:無制限 ④⑤のみ該当する場合:すべての保険期間を通じて120回(*4)</p>
「治療給付金に関する入院不担保特別」を付加した場合	<p>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から④のいずれかを受けたとき</p> <p>①所定の手術を受けたとき ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき ③所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ④所定の緩和療養を受けたとき</p>	<p>支払事由に該当する月につき1回<通算支払限度></p> <p>①②の場合:無制限 ③④のみ該当する場合:すべての保険期間を通じて120回(*5)</p>
「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特別」を付加した場合	<p>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①または②のいずれかを受けたとき</p> <p>①所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ②所定の緩和療養を受けたとき</p>	<p>支払事由に該当する月につき1回<通算支払限度></p> <p>すべての保険期間を通じて120回(*6)</p>

(*2) あなたによりそうがん保険 ミライトキッズは解約払戻金無型となります。
(*3) 「診断給付金不担保特別」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。
(*4) 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、入院をしたとき、または手術、放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。
(*5) 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。
(*6) ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

診断給付金複数回支払特約〔2025〕		
給付金名称	支払事由	支払限度
複数回診断給付金	<p>初回</p> <p>初めて「がん」と診断確定された月の初日から所定の期間(*7)を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①「がん」と診断確定されていること(*8) ②「がん」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき</p> <p>(a) 入院をしたとき (b) 所定の手術を受けたとき (c) 所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d) 所定の抗がん剤治療を受けたとき (e) 所定の緩和療養を受けたとき</p> <p>2回目以降</p> <p>前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間(*7)を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> • がん・上皮内新生物それぞれ所定の期間(*7)に1回 • 通算支払回数は無制限
	<p>初回</p> <p>初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から所定の期間(*7)を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①「上皮内新生物」と診断確定されていること(*8) ②「上皮内新生物」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき</p> <p>(a) 入院をしたとき (b) 所定の手術を受けたとき (c) 所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d) 所定の抗がん剤治療を受けたとき (e) 所定の緩和療養を受けたとき</p> <p>2回目以降</p> <p>前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間(*7)を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき</p>	

(*7) 「1年型」の場合は1年、「2年型」の場合は2年とします。また、あなたによりそうがん保険 ミライトキッズは「1年型」となります。
(*8) 支払事由に該当する日において、「がん」の存在が確認されていることを要します。「上皮内新生物」の場合も同様です。

がん入院特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	無制限

がん通院特約〔2025〕		
給付金名称	支払事由	支払限度
通院給付金	<p>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診、訪問診療、電話・オンライン診療を含む)</p> <p>①つぎの(a)から(e)のいずれかを受けるための通院</p> <p>(a) 手術のための通院 (b) 放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のための通院 (c) 抗がん剤治療のための通院 (d) ホルモン療法のための通院 (e) 緩和療養のための通院</p> <p>②通院期間(*9)中の通院</p>	<p>①無制限 ②通院期間内で無制限 ※通算支払日数は無制限</p>

(*9) 通院期間とは、「がん」「上皮内新生物」それぞれについて、(ア)の起算日の前日から遡って60日以内の期間および(ア)から(ウ)のいずれかの起算日からその日を含めて5年以内の期間をいいます。

「がん」の場合	「上皮内新生物」の場合
(ア) 初めて「がん」と診断確定された日	(ア) 初めて「上皮内新生物」と診断確定された日
(イ) 「がん」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日	(イ) 「上皮内新生物」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日
(ウ) 「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日	(ウ) 「上皮内新生物」の治療を目的とする入院の退院日の翌日

人生をとりまくさまざまなリスク

がんの悩み治療の流れと備えるポイント

あなたによりそうがん保険 ミライトキッズの特長

商品内容

選べる特約

アフラックのよりそうがん相談サポート

あなたによりそうがん保険 ミライトキッズ

知っておきたい自己負担額

支払事由

Q & A

支払事由

給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

治療後生活サポート保障特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
治療後生活サポート給付金	「がん」の治療を目的として初めて主契約の治療給付金の支払事由に該当した後、支払判定期間中(*1)に、「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金が支払われなかったとき(*2)	保険期間を通じて5回

(*1)支払判定期間とは、つぎの①または②のいずれかの起算日からその日を含めた1年間をいいます。
 ①「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金の支払事由に該当した日の属する月の翌月の初日(ただし、「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金が支払われる場合に限り)。
 ②治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日
 (*2)治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した場合、支払判定期間満了日の翌日を支払事由に該当した日とします。
 ※支払例は26ページをご確認ください。

がん特定治療保障特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
特定保険外診療給付金	「がん」の治療を目的として、がん診療連携拠点病院等(*3)で、特定保険外診療(*4)によって、つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン療法	<ul style="list-style-type: none"> 支払事由に該当する月につき1回 更新後の保険期間を含め、通算12回
がんゲノムプロファイリング検査給付金	「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されているがんゲノムプロファイリング検査(*5)(*6)を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回

(*3)厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

がん診療連携拠点病院	特定領域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院	小児がん中央機関	小児がん拠点病院
------------	----------------	----------	----------	----------

 (*4)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

先進医療	患者申出療養	厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
------	--------	---

 (*5)公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。
 (*6)厚生労働省によって指定されたつぎの施設で受けられます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

がんゲノム医療中核拠点病院	がんゲノム医療拠点病院	がんゲノム医療連携病院
---------------	-------------	-------------

がん先進医療・患者申出療養特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
がん先進医療・患者申出療養給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の先進医療または患者申出療養を受けたとき	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
がん先進医療・患者申出療養一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1保険年度に1回

女性がん特約〔2018〕		
給付金名称	支払事由	支払限度
女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	更新後の保険期間を含め、 ①1乳房につき1回ずつ ②1回 ③1卵巣につき1回ずつ
乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ

外見ケア特約		
給付金名称	支払事由	支払限度
外見ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ
	「がん」の治療を原因として、頭髪に脱毛の症状が生じたとき医師に診断されたとき	更新後の保険期間を含め、1回

重大疾病一時金特約(*7)		
給付金名称	支払事由	支払限度
重大疾病一時金	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">初回</div> つぎの①②いずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院(*8)をしたとき ②心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院(*8)をしたとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2回目以降</div> 前回の重大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、上記①または②のいずれかに該当したとき	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回 通算支払回数は無制限

(*7)「重大疾病一時金特約」の対象となる「重大疾病」は以下のとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

(*8)脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神科における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

がん診断保険料払込免除特約	
保障内容	免除事由
保険料払込免除	「がん」と診断確定されたとき
「上皮内新生物保障特約」を付加した場合	「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき

人生をとりまくさまざまなリスク
 がんの悩み・治療の流れと備えるポイント
 あなたによりよきがん保険
 ミニフィットの特長
 商品内容
 選べる特約
 フラックのよりよきがん相談サポート
 あなたによりよきがん保険
 ミニフィットキッズ
 知っておきたい自己負担額
 支払事由
 Q & A